

グーツヘルシャフトの成立

——メクレンブルグを中心として——

大
藪
輝
雄

一 はしがき

二 東部植民とその結果

(1) 植民以前の社会・経済状態

(2) 植民の経過

(3) 植民の結果

三 グーツヘルシャフト形成の諸条件

(1) 諸説の検討

(2) グーツヘルシャフト形成の諸条件

四 グーツヘルシャフトの成立

(1) 封建的危機

(2) 危機の領主的克服Ⅱグーツヘルシャフトの成立

五 結 び

グーツヘルシャフトの成立（大藪）

六三（六七二）

一 は し が き

第二次世界大戦終了後に実施された土地改革にいたるまでのドイツの農業制度は、エルベ河を境として西部とでは著しい相違を示していた。すなわち、東部ではユンカーの大土地所有にもとずく、地主—資本家的大経営が支配的であつたのにたいし、西部では主として中小規模の農民的経営がおこなわれていた。クルチモウスキ⁽¹⁾は、これを「ドイツの農業上の二重性」(Der agrarische Dualismus Deutschlands)と呼んでいるが、この二重性が形成せられたのは何も最近の現象ではなくて、その端緒を遠く十六世紀—十八世紀の西ドイツにおけるグルントヘルンシャフト(Grundherrschaft)と東ドイツにおけるグーツヘルンシャフト(Gutscherrschaft)の対立にまでさかのぼることができる。中世末期以来のこの二つの農業制度の類型的把握は、G・F・クナップの古典的研究以来、ドイツ農業史研究の伝統をなしているものであるが、その各々の基本的な特徴をあげれば以下の如くである。⁽³⁾

まず、グルントヘルンシャフトはその名の示すように土地にたいする支配権であつて、領主は自己の上級所有権下にある土地を、原則として自分では経営せず、隷農に貸し与えて貢租を收取した。ただし、領主の自己経営も北西部ドイツなどに見られる如く完全に消滅したわけではなかつたけれども、農業生産の軸はあくまでも農民的経営におかれていて、農民から徴収する貢租が領主の収入の主要部分をなしていた。さらに支配権力の構造についても、西部では東部におけるように、領主が土地領主(Grundherr)であると同時に裁判領主(Gerichtsherr)でもあるという権力の集中は支配的でなく、またその支配圏も封鎖的なものではなくて、原則として分散地所有

(Streubesitz)がおこなわれていた。

ところが、エルベ以東の地域では十六世紀以来形成せられたグーツヘルシャフトは、領主と農民の法律的諸関係においても、農業の生産諸関係においてもグルントヘルシャフトとは全く違った構造を持っていた。

まず、農業生産の重点は領主の直営地経営におかれていたが、それはグーツヘル自身によつてか、またはグーツヘルの小作人(Meier od. Pächter)によつて経営せられた。直営地の労働力は自由な賃労働によるものではなくて、領主に隷属する農民の賦役にもとづくものであったが、これを可能にしたのは領主が土地領主として以外に裁判領主として持っていた強力な経済外的強制であつた。つまり、グーツヘルは一方では彼の裁判権下にある農民から不定量(ungenessen)の賦役を徴収することができることに、他方では過重の負担に耐えかねて逃亡しようとする農民を土地に緊縛することができたが、これによつて直営地のための労働力を確保することができたのである。こうして東ドイツにおける支配権の構造は「土地領主権、裁判領主権、世襲領主権⁽⁴⁾の一手における結合」(マイバウム)を特徴としていたが、この強力な権力を持ったグーツヘルが「空間的に封鎖された地域の支配圏」(マイバウム)に君臨していた。

右のように、グーツヘルシャフトは生産過程においては、領主の直営地経営と農民賦役といった所謂「再版の農奴制」にもとずいていて封建的な生産関係を基礎としていたが、流通過程では西ヨーロッパへの穀物貿易を行うことによつて、無制限の利潤欲に外部からとらえられていた。つまり、グーツヘルシャフトは外から資本主義に関係することによつて、ますます封建的搾取を強化するという特質を持っていたのである。⁽⁵⁾この点で、グーツヘルシャフトは単なる現物経済的な労働地段階の組織たるヴィリカチオン制度(Villikationsverfassung)とは違

つていた。⁽⁹⁾

こうした特殊の構造をもつ生産組織たるグーツヘルシャフトの形成過程をその端緒にまでさかのぼって追求するのが本稿の課題である。⁽⁷⁾

- 註(1) R. Krzymowski, *Geschichte der Deutschen Landwirtschaft*. 1951, S. 175.
- (2) G. F. Knapp, *Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in der älteren Teilen Preußens*, 1. u. 2 Bde. 1887.
- (3) H. Maybaum: *Die Entstehung der Gutsherrschaft im nordwestlichen Mecklenburg*. 1926, S. 1 ff.
W. Witich, *Grundherrschaft in Nordwestdeutschland*. 1896, S. 1 ff.
- (4) 世襲領主権 (Erbherrschaft) とは、このは、ドイツの特権の用語法である。彼はグーツヘルの世襲隷農 (Erbuntertan) にたいする関係をあらわすのにラインブライマンシャフト (Leibeigenschaft) という言葉を使わず、世襲領主権という表現を使っている。Maybaum, a. a. O., S. 3 anm. 2.
- (5) 「中部ヨーロッパや東ヨーロッパのいくつかの国における『再版農奴化』(は) ……もちろん封建地代率が上昇したことをはっきり証明している。しかし、これらの現象そのものは、資本主義の発展、その国でなければ隣国での資本主義の発展によつてひき起こされたものである。」山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』二二三頁。ここから十八世紀において何故週六日というような苛酷な労働条件が生じたかということが説明せられる。ヴェリカチオン制度の下では領主の欲望は「胃の腑」によつて制限せられていたから、領主は「たとえ週三日の賦役で満足した。G. Caro, *Probleme der deutschen Agrargeschichte*. S. 440. (in *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*. Bd. V 1907); F. Mager, *Geschichte des Bauerntums und der Bodenkultur im Lande Mecklenburg*. 1955, S. 187.
- (6) ヴェリカチオン制度とグーツヘルシャフトとの法律上の差違について、カローの次の語を参照。「ヴェリカチオンは主と

して、Leib- und Grundherrschaftに、つまり農奴の人格にたいする領主の権力と、農奴によって耕される土地にたいする領主の所有権にもとずいていた。これに反して、騎士領(Rittergut)は、その最も本質的な権利を Gerichtsherrschaftから、つまり、ランデスヘルから譲渡された司直的権利から引出した。二つの外面的には極めて類似した制度はことなつた根から生じた。』Caro, a. a. O., S. 438.

(7) グーツヘルシャフト成立過程についての邦語文献としては、宇尾野久氏「東プロシヤにおけるグーツヘル・パウエルン関係の展開過程」(『農政史研究』所収昭和二十三年)、林健太郎氏「近代ドイツの政治と社会」(昭和二十七年)、柴田三千雄氏「『グーツヘルシャフト』の成立」(『歴史学研究第一三七號』)、岡田与好氏「『グーツヘルシャフト』の形成」(高橋幸八郎編著「近代資本主義の成立」所収昭和二十八年)、高柳信一氏「近代プロイセン国家成立史序説」(昭和二十九年)、望月清司氏「グーツヘルシャフト成立前期と騎士団国家の市場構造」(『専修大学論集第十三號』)等がある。マイバウムの前掲書を読むについては岡田氏の詳細な紹介を参照させていただいた。

二 東部植民とその結果

後にグーツヘルシャフトの地域として特徴づけられるようになった東エルベ・ドイツは、十二・三世紀に大規模におこなわれたドイツの東部植民(Ostkolonisation)によってつくり出された地域である。そして、この植民地としての性格が後の農業制度の発展にたいしても重要な意義を持つていた。したがって、われわれはまず植民期の状態から始めなければならない。

(1) 植民以前の社会・経済状態

メクレンブルグは、民族大移動の後にスラヴ系のヴェンデ人が定住した地域である。彼等は経済的に未発展の

状態にあり、主として狩猟・漁撈・養畜・養蜂等の原始産業に従事して、生活の資を専ら森林や河海に求めていた。農業生産力は当時の不完全な農器具の下では極めて低く、粗放な穀草式経営（*wilde Feldgerawirtschaft*）が行われた。主たる農具は木製の鉤型鋤（*hözerner Haken*）であつたが、これでは固い土地を掘り起すことができなかったため、ドイツ人の植民までは、メクレンブルグでは主として土地の耕しやすい西南部が開墾されていて北部の肥沃な土地は森林に蔽われたままになつていた。村落定住の様式は *Rundling*, *Strassendorf* といった養畜に適した形態がとられ、フーフエ制度は存在しなかつた。⁽¹⁾

こうした低い生産力水準の下において、ヴェンデ人は氏族（*Geslecht*）を単位として共同して経済活動を営みこの氏族の連合（*Geslechtsverband*）からヴェンデ人の村落共同体が形成せられた。最初はこの氏族連合がすべての土地にたいして共同の所有権を持ち、各共同体員は家屋、屋敷地、菜園にたいしてのみ所有権を持つていた。共同体の事務管理は *Starost* と呼ばれる長老が行つていたが、時の経過と共にこの職業が世襲となり、その結果、土地にたいする上級所有権がこの家族に移つた。こうしてグルントヘルシャフトが形成されたが、そのために共同体員は単に耕地にたいする用役権を持つのみとなつて、グルントヘルに賃租支払の義務を負うようになつた。⁽²⁾

農民は身分的地位からいつて三種類の者から形成されてきた。 *Kmete* と呼ばれる第一のグループは、最初は人格的な自由を持つていたが土地にたいしては世襲的保有権を持たず、定期小作人として領主の意志に従つて立退きを命ぜられた。そのため徐々に領主にたいする従属性を増していつた。第二のグループ *Smurde* は不自由民であつて領主の意志に完全に従属していつた。第三のものは奴隷で、彼等は捕虜や債務奴隷から形成せられた。⁽³⁾

国家制度についていえば、その頂点には部族君主 (Stammesfürst) が立ち、それに従属してガウ首長 (Gauhaupting) がいた。後者は最初は政治的独立性を保っていたが、君主の権力が強化されるにつれて、その行政官になり下った。そして公法的にはこのガウ首長が村落共同体を支配した⁽⁴⁾。君主はその公法的権力にもとずいて種々の貢租や賦役を徴収したが、専制的なスラヴの制度の下では、君主にたいする農民の負担が私的領主にたいするものをはるかに越えていた⁽⁵⁾。

こうして植民以前の東エルベの状態は、低い生産力水準の下で粗放な経済が営なまれ、農民はスラヴ的専制制度の下に、ランデスヘルとグルントヘルからの二重の搾取を受けて人格的にも従属の度を増していった。このスラヴの後進性が、後のグーツヘルンシャフトの形成に一つの役割を演じた⁽⁶⁾。

註(1) Mager, a. a. O., S. 19 ff.; Maybaum, a. a. O., S. 15 f.

(2) Mager, a. a. O., S. 15; Maybaum, a. a. O., S. 14 f.; 領土の直營地経営と農民の賦役がこの時代に存在していたかどうかは史料の不足から明らかではないが、フックスは存在したとしてもそれ程大きなものではなかったといっている。

C. J. Fuchs, Der Untergang des Bauernstandes und das Aufkommen der Gutsherrschaften, 1888, S. 9.

(3) Mager, a. a. O., S. 16 ff.

(4) Maybaum, a. a. O., S. 14; Mager, a. a. O., S. 18.

(5) Fuchs, a. a. O., S. 5 ff.

(6) Fuchs, a. a. O., S. 261; T. F. v. d. Colitz, Geschichte der Deutschen Landwirtschaft, Bd. 1, S. 148 ff. Caro, a. a. O., S. 454.

(2) 植民の経過

グーツヘルンシャフトの成立 (大畧)

右のようなヴェンデ人の社会・経済制度に根本的な変化をあたえたのは、いうまでもなくドイツ人の東部植民であった。この植民は、当時西部ドイツでおこなわれていたヴィリカチオン制度の解体と密接に結びついていた。というのは、普通、植民の原因と考えられているドイツ本国における人口過剰は、既存の社会経済的秩序の行き詰りをあらわしているが、⁽²⁾またこの人口過剰はヴィリカチオン制度の解体の結果つくり出されたものでもあったからである。⁽³⁾

メクレンブルグでは植民は主として十二世紀の後半から十三世紀にかけて行われたが、おおよそ一二二〇年頃までは主としてランデスヘル自身や教会の主導の下に植民がなされ、ランデスヘルの依託にもとずいての騎士による植民は主として二〇年代以後に広汎におこなわれるようになった。⁽⁴⁾

ところで、ランデスヘルはドイツ人を植民するにあたって二つの目的を持っていた。一は経済的に有能な、担税力のある農民階級の創出であり、他はレーエン制度によってランデスヘルに緊密に結びつけられた戦士階級の創出であった。つまり、国土防衛のための騎士奉仕の獲得と財政収入の増加のためには、ドイツ人の騎士に土地を封与して農民を植民させるのが最も手取早い方法だったのである。⁽⁵⁾

この植民事業の遂行は、他の植民地域におけると同様に、メクレンブルグでもロカトール(Lokator)と呼ばれる植民請負人によっておこなわれた。彼等はドイツ本国で植民希望者を募集して、それを彼等に割当てられた村に定住させたが、その仕事の対価として一定数の免租地とそれに結びついた村長職(Schulzenamt)を手に入れた。

ロカトールには二種類あつて、第一のものはランデスヘルから土地を封与された貴族階級出身のグルントヘル

から成っていた。ランデスヘルは彼等に一個または数個のスラヴ人村落、あるいは未墾地、森林等をあたえてドイツ農民を植民させた。彼等は自からこの仕事を果すか、または地域が広い場合には副ロカトール (Unterlokator) に植民の仕事を依託した。どちらの場合にもグルントヘルはロカトールに附随した権利たる村長職と免租地を獲得した。グルントヘルは各村に自分の官吏として村長を任命して、仕事を代行させたが、副ロカトールを使つた場合には彼が村長に任命された。そしてこの場合には一片の免租地があたえられた。⁽⁶⁾

第二のロカトールは、前者のように封与地を自からの利益で植民するのではなくて、ランデンヘルの直接の依託によって働くものであつた。それ故、彼は植民を引受けた土地にたいしてグルントヘルとしての権利は持たなかつた。しかし、植民の仕事にたいする報酬として、一乃至数個の免租地 (Setzingshufe od. Freihufe と呼ばれた) を受け、植民後は王領地の村長 (Freischulze) に任命された。この Freischulze は農民と貴族の中間の地位にあつて、下級裁判権の一部を行使し、Lehnspferde の義務を負つていた。彼等は富裕な農民かまたは市民の出身である場合が多かつたが、彼等の中でも多数の村に免租地と世襲的村長職を持つ者は、グルントヘルとしての権利を得て貴族階級に上つていった。⁽⁷⁾

註(1) ゲオルグ・フォン・ペロウ「ドイツ中世農業史」堀米庸三訳、八一頁。

(2) 高柳信一氏、前掲書、一二六頁。

(3) たとえば東ドイツの植民に多くの移民を提供したニーダーザクセンでは、ヴィリカチオン制度の解体の結果、四つの農民フーフエがまとめられて大きな農民農園がつくられたが、これによつて過剩になつた人口の一部が東部植民に参加した。

Fuchs, Bauer (in Wörterbuch der Volkswirtschaft, IV Aufl.) S. 264.

- (4) Mager, a. a. O., S. 25 u. 28 f.
- (5) Maybaum, a. a. O., S. 17 f.
- (6) *ibid.* S. 18 ff.
- (7) *ibid.* S. 24.

(3) 植民の結果

さて、こうした経過をたどったドイツ人の植民の結果はどのようなものであつたらうか。

移民は主として西ドイツから連れて来られたから、当時西ドイツでおこなわれていたヴェリカチオン制度の解体的結果つくり出された所謂純粹莊園制度 (*reine Grundherrschaft*)⁽¹⁾ が東部にも持ち込まれることになった。しかし、これは植民という特殊の事情に規定されて西ドイツとは若干の相違を示していた。

(A) 農民の状態

ドイツ人は、農具としてスラヴ人の鉤型鋤にたいしてはるかに優れた生産力水準を示す鉄製のプラウ (*eiserner Pflug*) を携行した。そのため従来はあまり開けていなかった北部の森林地帯がドイツ人によって大規模に開墾せられ、村落が形成された。⁽¹⁾ さらにドイツ人はこの優秀な犁と共にフーフエ制度をもたらしした。すなわち、*Hagendorf* を除いては耕地は三圃制度にしたがつて三つの耕圃 (*Felder*) に分けられ、その各々にいくつかの耕区 (*Gewanne*) があつたが、農民はその一つ一つに一個の地条 (*Streifen*) を保有した。その結果彼等は混在地制度 (*Gemengelage*) と耕作強制 (*Flurzwang*) に服さねばならなかつた。農民フーフエの規模は最大四フーフエと最小四分の一フーフエとの間を上下したが、このフーフエには二種類あつて、ドイツ人のフーフエは二四モルゲン、

ヴェンデ人のフーフエは十二—十六モルゲンであつた⁽²⁾。

共有地(放牧地、牧草地、泥炭地、森林)にたいしては、農民は原則としてそのフーフエ数に比例した用役権を持つていた。騎士領主の支配下にある村落では、共有地にたいする農民の用役権は非常な制限を受け、領主は共有地にたいして初めから上級使用・処分権を持つていて、農民は領主の許可を受けて初めて利用することが出来た。また特に森林にたいしては農民は殆んど用役権を持たず、ただ一定量の豚の飼料用の櫛の実(Schweinmast)と自家用の薪炭、建築用材、垣用材を得ることができたのみであつた。さらに、どのようにして発生したかは明らかでないが、時として、共有地の外に、農民の利用を完全に排除された牧草地、放牧地、特に森林が存在した⁽³⁾。

農民はこの外に屋敷地、家屋、菜園、耕圃外の小耕地、農場設備(Hofwehrl)等を保有していたが、この時代にはホーフヴェールは農民自身が所有し、家屋も原則として農民の所有物であつた⁽⁴⁾。

農民の土地保有権は、当初は極めて有利なものであつて世襲的保有の性格を持つていた。この形態には二種類あつたが、その一は純粹の永小作(Erbpacht)で、他はErzzeitpachtと呼ばれて永小作と定期小作(Zeitpacht)との中間形態をなしていた。つまり、それは期間の定められない借地関係であつて、農民には保有地を世襲することが許されたが、領主は自からのために解約権を留保しているものであつた。この意味ではErzzeitpachtの場合の農民の世襲権は必ずしも安定してはいなかつたが、当初はこのことはあまり重要な意味を持たなかつた。労働力が渴望されていた植民時代には、領主は貢租が定期的に支払われている限り、農民がその土地に留まることを望んでいたからである。時がたつにつれてこの二種類の世襲権は徐々に融合して、土地保有権の事実上の世襲性が認められるようになっていった。この事実上の世襲性に附随して賃租(Zins)も一定額に固定され、領主

の側から一方的に引上げるとは不可能であつた。⁽⁵⁾

農民は、定額の賃租を領主に支払う以外に、教会にたいする十分の一税（Zehnte）、ランダスヘルにたいする貢租と賦役、なかんすくベード（Bede）を負担した⁽⁶⁾。

最後に農民の人格的地位についていえば、農民は領主にたいして従属関係には立たず、西ドイツ農民以上の人格的自由を持つていた。⁽⁷⁾この有利な土地保有権と人格的自由は、植民に伴う困難な開墾事業の報酬としてあたえられたものであつた。その意味では上からあたえられたものであつて、農民経営自身の発展の上に、自主的な小ブルジョアの発展を基礎として、自からかちとつたものではなかつた。つまり、経済的な実力を備えないままに外面的な有利さがあたえられたものともいうことができよう。

この農民の外に *Kater* と呼ばれる小屋住農がいたが彼等は耕圃の外に小地片をあたえられ、共有地の利用権は持つてい⁽⁸⁾なかつた。

(B) 領主の状態

植民にさいしてランダスヘルからあたえられた免租地が、領主本領地の主要部分をなしていた。この本領地は普通農民農圃と混在⁽⁹⁾していたが、若干の村では当初から混在地制をなさず領主の居住地に附属しているものもあつた。また、この領主本領地のすべてが自己経営されたわけではなく、定期小作で農民に貸付けられたものも多かつた。領主の自己経営は当初から存在していたが、その規模は三—四フーフエであつて、穀作に関しては富裕な農民経営の規模を越⁽¹⁰⁾えず、自家用の需要を満たす程度であつた。それにしても当時西ドイツでは、ヴェイリカチオン制度の解体によつて、領主直営地は完全にはないとしても大部分が農民的経営に分割されつくしていたの

にたいして、東ドイツでは植民当初から中位の農民経営以上の直営地が存在して、原住スラヴ人または農民の賦役⁽¹¹⁾によつて経営されていたという事は、後の発展の見地からすれば極めて重要な意味を持つていたと考えられる。

耕地以外の共有地にたいしては、領主は殆んど排他的といつてもいい程の権利を持つていたので、これを利用して労働力をあまり必要としない畜産と林業の面では相当大規模の経営が行われていて、この方面から大経営へ移行する可能性が存在した⁽¹²⁾。また、領主の共有地にたいする強力な権利が開墾による直営地拡大のために果した役割も見落すことができない⁽¹³⁾。

最後に、領主権力の構造についていえば、まず、東ドイツの計画的な植民の結果として、グルントヘルとしての領主は一村または数村にたいして封鎖的な支配権を獲得して⁽¹⁴⁾いた。この点西ドイツでのように一つの村の農民が多数の領主にたいして従属関係に立っている(いわゆる *Streudeisiz*)のとは事情を異にしている。さらに一つの村落自体をとつてみても、植民の経過から明らかのように、村長は領主の官吏としての性格が強く、西ドイツにおけるように村長の農民の代表としての性格や抵抗の組織としての共同体の役割は極めて弱く、領主の支配秩序の一構成分子として容易にその中に組み込まれる構造を持つていた⁽¹⁵⁾。また、後述するように、領主は当初から下級裁判権の一部をあたえられていたから、これが領主にたいして優越した法的地位を保証し、治安の十分でない植民期にはそれが拡大する傾向を持つていたのは否めないであろう⁽¹⁶⁾。

以上、要するにドイツ人の東部植民の結果つくられた状態は基本的には西部の純粹莊園制度と同様のものであった。その上に植民は開墾という困難な事業を伴つていたため、農民には人格的自由と世襲保有権という有利な

条件が提供せられた。しかし農民経済の実態は小ブルジョアとしては未成熟なものであり、さらに原住スラヴ人の劣悪な状態がドイツ人の状態に悪影響を及ぼしたことも否定し難い。他方、領主は当初から直營地を所有し、共有地にたいしては排他的な利用権を持っていて西ドイツのグルントヘルよりも優越した経済的基礎を有すると共に、権力構造乃至は共同体の支配関係においても種々の特権を持っていた。このように東部は植民の事情に起因する様々の特殊性を有していたが、この端緒的な事実が直ちにグーツヘルシャフトの形成に導いたのでは決してない。それにいたるまではおおく多くの条件が必要であつた。

註(1) Mager, a. a. O., S. 56 f.

(2) Maybaum, a. a. O., S. 34 f.

(3) *ibid.* S. 35 f.; G. v. Below, *Territorium und Stadt*, S. 64.

(4) Maybaum, a. a. O., 32 f.

(5) *ibid.* S. 29 ff.; Mager, a. a. O., S. 33 ff. の二種類の世襲的保有権の外に、定期小作 (*Zeitpacht*) も僅かながら存在した。しかし、これは領主本領地が農民に貸出された場合に限られていた。Maybaum, a. a. O., S. 37 f.

(6) *ibid.* S. 31 f.; Mager, a. a. O., S. 41; Fuchs, a. a. O., S. 33 ff. フックスによれば十三世紀には十分の一税はグルントヘルの手に渡され、賃租と融合して単に *pacht* と呼ばれた。また彼は、グルントヘルにたいする農民の賦役について、ドイツ農民にたいしてはこれを否定するが、スラヴ原住民は直營地賦役の義務を負っていたとしている。

Fuchs, a. a. O., S. 35 ff.

(7) ここで人格的自由という場合、農奴として土地に緊縛されることがないということを意味するにすぎない。移動の自由 (*Freizügigkeit*) を有することが、その主たる内容をなすのであつて、農民が封建的束縛や経済外的強制から完全に解放さ

れた自由農民になったことを意味するのでは決してない。彼等は領主に生産物地代を支払っており、その意味で封建制度下の隷農なのであるが、ドイツ歴史学の伝統ではこれを単なる物的な隷属 (*dingliche Abhängigkeit*) とのみ把握している。

これについてエンゲルスも「十五世紀には、ドイツ農民は殆んど何所においても、生産物と労働とをもって特定の給付をなす義務を負わされていたが、その他の点では少くとも事実には自由な人間であった。ブランドンブルグ、ボンメルン、シュレージエン、および東プロイセンにおけるドイツ拓植者たちは、法律的にさえも自由人と認められていた。」(資本論第一巻 長谷部訳四一五頁)と述べているから、一応従来の伝統にしたがって表現しておく。

(8) Maybaum, a. a. O., S. 34 f.

(9) マイムウムは領主領営地がつねに混在地の外にあつたとするハローの見解 (Below, a. a. O., S. 25) に反対してメンンブルグ、東ホルシュタインでは農民農圃と混在地制をなしていたが、東プロイセンでは混在地から分離していたとしてい⁹。Maybaum, a. a. O., S. 21 Anm. 69.

(10) Maybaum, a. a. O., S. 23 Anm. 76, また東ホルシュタインについてゼーリンクは「直営地は十三世紀には通常四フーフエよりは大きくなかつた。他方農民は各々二〜三フーフエの賃租負担地を持つてゐた。」と述べてい⁹。M. Sering, *Erbrecht und Agrarverfassung in Schleswig-Holstein*. S. 202.

(11) Fuchs, a. a. O., S. 7 ff.; Below, a. a. O., S. 25.

(12) Maybaum, a. a. O., S. 23 f. u. 35 ff.; Below, a. a. O., S. 64.

(13) Maybaum, a. a. O., S. 153.

(14) *ibid.* S. 2 f.

(15) 東部では判告 (*Weistümer*) が存在しなかつたが、これも農民の状態悪化に影響をあたえた。西部ではこれが農民の集會で繰返し読まれて、古い慣習を維持するのに役立つた。Mager, a. a. O., S. 65; Below, a. a. O., S. 14. 「東部では村落

共同体は全くグーツヘルシャフトに奉仕する構成分子であった。」(Below, a. a. O., S. 2.)といわれる根拠をすでに植民時代から持っていたのである。

(16) Maybaum, a. a. O., S. 44.

三 グーツヘルシャフト形成の諸条件

植民の結果つくり出された生産物地代、世襲的保有権、人格的自由という純粹グルントヘルシャフトから争乱の十五世紀を経て、十六世紀の末期乃至は十七世紀の初頭には、労働地代、非世襲的保有権、世襲隷農制といった、前段階とは全く異なる再編成された農奴制¹⁾グーツヘルシャフトが形成されるにいたつた原因については G・F・クナップ以来、様々の説明がなされてきた。われわれは、まずその代表的な意見を批判的に検討することによって、われわれの視角からするグーツヘルシャフト形成の諸条件を検出してみよう。

(1) 諸説の検討

まず第一に、グーツヘルシャフト研究の開拓者 G・F・クナップは、騎士階級の農業大経営への移行を、宗教改革時代に起つた軍制の変化、戦士奉仕の廃止によつて説明して次のように述べている。「軍制が変化し、ラデスヘルはますます傭兵を募集するようになる。歩兵の重要性が増大して騎士奉仕は後退する。若しも騎士奉仕が不要になるとすれば騎士はどうなるだろうか。……彼は使わなくなった剣を壁にかけて自分の耕地を見廻わ⁽¹⁾る。戦士から農業者になる」と。

たしかに、軍制上の変化も消極的にはグーツヘルシャフトを発生せしめた一つの理由にはなるであろう。しか

シクナップのように軍制上の変化のみからグーツヘルシャフトの形成を説明することはできない。ゼーリンクもいつているように、グーツヘルシャフトは軍制の変化とは何の関係もない修道院やブルジョアの所有地にも生じており、⁽²⁾また軍制の変化といっても、騎士から将校としての地位を奪ってしまう程完全に行われたものでもなかったのである。⁽³⁾さらに、軍制の変化は何も東ドイツだけの現象ではなくて、西ドイツでも同様に起ったのであるから、これによって東部のみに生じた現象としてのグーツヘルシャフトの形成を説明することはできないであらう。⁽⁴⁾

第二の意見は、ゴットハイン、ヴィテイヒ等の経済的原因なく、穀物貿易・貨幣経済のグーツヘルシャフト形成に及ぼした影響を重視する立場である。たとえばゴットハインは、北東部における大経営は十六世紀以来、それが有利になったが故に発生し拡大したとし、この市場関係との結びつきを重視している。⁽⁵⁾またヴィテイヒは「グーツヘルシャフトを生み出したところの農業大経営は、有利な輸送、輸出関係の結果、……自然経済が貨幣経済に席を譲り始めた時に始めて発生することができた。」⁽⁶⁾と述べている。

もちろん、穀物貿易、貨幣経済が、グーツヘルシャフトの形成と発展に果たした大きな役割は、いくら強調しても強調しすぎることはあるまい。われわれもこれをグーツヘルシャフト形成の重要な要因の一つと考えるものである。しかしながら、ペロウが適切に批判したように「この事実は、植民地ドイツよりもはるかに高度に旧ドイツにあてはまる。それにも拘らず前者のみが……グーツヘルシャフトを知っているのである。」⁽⁷⁾つまり、当時は北西部ドイツでも穀物貿易がおこなわれており、⁽⁸⁾バイエルンでも穀物をオーストリア、スイス、シユヴァーベンに輸出していたことを考えれば、⁽⁹⁾穀物貿易、貨幣経済のみをもってはグーツヘルシャフトの形成を説明することができないのは明らかであらう。⁽¹⁰⁾

問題は穀物貿易一般ではなくて、「穀物貿易からグーツヘルと農民のどちらが、獅子の分前を得るか」⁽¹¹⁾（カロー）なのである。穀物貿易一般でグーツヘルシャフトの形成を説明しようとする説にたいするこのようなベロー、カローの批判は適切であるが、しかしこの批判から直ちに「唯一の完く適切な説明は国家法的政治的領域に存在するように思われる」⁽¹²⁾として、こうした法律的、政治的諸関係の基礎にある領主と農民の経済的力関係を見ないならば、政治主義的な誤りを犯すことになるであろう。

もちろん、上部構造としての政治的、法律的諸関係が下部構造としての経済的諸関係の発展に及ぼす積極的な役割を看過することは許されない。われわれもこれを十分に評価するものであるが、しかしこの政治的、法律的諸関係がよって立つ経済的基礎が最も重要である。これについては、ベローは領主の政治的地位の優越と並んで領主直営地が始めから存在し農民経営よりも大であったことを指摘しているが、農民側の事情については何も述べるところがない。これは従来（13）の所説が、すべて制度的な敘述に終始して封建社会の基礎的要因の一つである農民経済自体の発展にたいして目を向けなかつたことの結果である。このことはベロー、カロー等のいう政治的要因もすべてこれランデスヘルと等族会（シュテラデ）（そこでは貴族領主が最も強い発言力を持っていた。）との力関係でしかなく、農民と領主との力関係には及ばないことの中にもあらわれている。

⁽¹⁴⁾ この農民側の事情について示唆に富む考察をしているのはM・ウェーバーである。彼は「農業制度と資本主義」において、東西両ドイツの農業制度の相違の原因について、ペロウの所説を参照しながら述べているが、その中で農民経済の状態を重視し、「可能な、だが著しくふたしかな推定ではあるが、それでも大体において誤りなきものとすれば、農民の生活関係もまた西部と東部とではその相違が甚しいものであるにちがいないと思わ

れ。」として西部に比較しての東部の農民の低生活水準を推定し、さらに「内国的交通、最小の小邑オムトシャフトの内部における並にそれら相互間の財貨の交換は疑もなく西部は東部より発達していたのである。このことは西部においては都市居住地が甚しく密集していることから明白といえる。」⁽¹⁶⁾といい、また「(東部では)地方的貨幣経済はあらゆる微表から見て、西部の地方的貨幣経済よりもおかれていた」⁽¹⁷⁾ともいつているが、このことは西部に比較すると東部の農民の小ブルジョア化は未発達であつて、農民と都市との結びつきが密接でなかつたことを示している。以上の検討によつて、われわれはおおよそ次のような結論に達することができる。

十五世紀は全ヨーロッパの規模における封建制度の危機であつた。東ドイツにおいては、このような危機に直面して領主は自己の生存を維持するために、自から商人となり西ヨーロッパへの穀物貿易に乗出すことによつて農民の小ブルジョア化を押しつづして、危機を領主的に克服しようと試みた。問題はこのようなことを可能ならしめた根拠が何であつたかということである。それは一言でいえば当時の領主と農民との力関係、つまり封建制度の強度にかかわる問題であるが、今少し立入つて述べれば、経済的基礎としては農民経済自体における小ブルジョア化の未成熟に対するに領主直営地を基礎とし、共有地にたいする強い権利に支えられた領主の経済的優位であり、その上に構築された領主の政治的、法律的地位の強固さであつた。こうした領主の農民にたいする経済的、政治的、法律的優越性が穀物貿易にたいする領主のイニシヤティブを可能ならしめた根拠であり、グーツヘルシャフト形成の原因であつた。以下その各々の条件を述べていこう。

註(1) Knapp, a. a. O., S. 37.

(2) Sering, a. a. O., S. 225.

- (3) Maybaum, a. a. O., S. 146.
- (4) Below, a. a. O., S. 20.
- (5) *ibid.* S. 41. に引用されたチャマンインの文章による。
- (6) Wittich, *Guts herrschaft* (in *Handwörterbuch der Statswissenschaften*. 3 Aufl. V Bd.) S. 210.
- (7) Below, a. a. O., S. 47.
- (8) *ibid.* S. 45.
- (9) J・ブレンターノ、我妻、四宮共訳「プロシヤの農民土地相統制度」一七七頁。
- (10) J・ニコトヴァイスは最近の文献 (Nichtweib, *Bauernlegen in Mecklenburg*. 1956, S. 19 ff.) で「ロー、カロー等の政治的説明をしりぞけて、経済的原因の重要性を指摘し、その経済的原因として穀物貿易をあげているが、穀物貿易それ自体ではなくて、穀物貿易にたいする領主の主導性を決定した原因、つまり領主と農民との経済的力関係こそが重要である。
- (11) Caro, a. a. O., S. 453.
- (12) *ibid.* S. 453.
- (13) Below, a. a. O., S. 36.
- (14) ウェーバー、山岡亮一訳「農業制度と資本主義」(世界大思想全集二二卷「ウェーバー」所収)
- (15) 前掲書、一一九頁。
- (16) 前掲書、一一八頁。
- (17) 前掲書、一一九頁。

(2) グーツヘルシャフト形成の諸条件

グーツヘルシャフト形成のための第一の条件をなしている領主と農民の経済的基礎については、前節以来述べ

てきたのでここでは改めて述べないが、以下のべるような政治的、法律的条件の基礎にある経済的条件を忘れることは許されないのであろう。

(A) 領主の政治的地位

右のような経済的基礎の上に領主の政治的優位がきずかれていた。植民時代には農民は直接にランデスヘルの隷民(Untertan)であり、グルントヘルと農民との関係は単に貢租の収取をめぐる物のな関係でしかなかった。しかるに十四・五世紀にいたつて一つの変化があらわれた。ランデスヘルは領主に、重要な公法的権利である裁判権、ベーデ徴収権、築城・橋梁賦役要求権等を譲渡していったが、これによってグルントヘルは従来はランデスヘルのみが持っていた公法的権利を得て、農民にたいする主人としての地位を獲得した⁽¹⁾。このようにして農民はランデスヘルとの直接の結びつきを切離され、不利な影響を蒙つた。つまり、ランデスヘルはそれまでは担税者としての農民の維持に深い関心を持っていたのに、これによって農民はランデスヘルの保護を失つてグルントヘルの恣意にまかされるようになったからである⁽²⁾。

このような発展を直接に促進する契機をなしたのは、崩壊しつつある現物経済的財政制度によつて惹起された国家財政の慢性的な危機であつた。ランデスヘルは、この危機を一時的に切抜ける目的で等族会(Stände)の租税承認と引替えに公法的諸権利を逐次領主に譲渡したのである。ランデスヘルの高権のうちで最も重要な裁判権については次項で述べるから、ここではランデスヘルとシュテンデとの関係、領主へのベーデ徴収権の譲渡の、グーツヘルシャフトの形成、発展にたいする影響について考察しよう。

領主の政治的地位の強化はシュテンデの発展と結びついている。当初は分散的で自立した支配領域を形作つて

いたラントシュテナデの、メクレンブルグ全域にわたる全ラントシュテナデ（Gesamtlandstände）への連合は、一四八四年に、マグヌス二世とロシュトック市との間のランダスホーハイトの貫徹をめぐる争の仲介者として全ラントシュテナデが召集された時に形成されたが、一度びそれが形成されると、今度はこれがその最も重要な機能としてランダスヘルにたいする租税承認機関としての役割を果すようになった。⁽⁴⁾このラントシュテナデの課税同意権のために、ランダスヘルの財政的危機が激化すればする程、貴族の権力はますます強化されていった。こうしたシュテナデの地位を決定的なものとし、グーツヘルシャフトの発展、特に領主の農民追放（Bauernlegen）にたいして大きな影響をあたえたのは一五五五年の税制改革である。

それまでの租税制度によれば、ランダスヘルは都市と農民から（領主の直領地は免租地であった）毎年 *ordentliche Bede*（ \parallel *Königsbede*）を徴収していたが、これは貸与、質入れ等を通じて領主に引渡され領主の小作料と融合した。そのためにシュテナデの同意を要したところの *unordentliche Bede*（ \parallel *Landbede*）が一五五四年までの唯一の租税であった。⁽⁵⁾

ところが、一五三五～三六六年にかけてのアルブレヒト王のデンマーク王位獲得のための試みが失敗して以来、国家の負債は急激に増加して、これまでの租税制度では償却することができなくなった。シュテナデは一五五五年から一六二一年にかけて六回、毎回数年間の *Kontribution* を承認したが、これは、一五五五年以来、シュテナデがすべての負債を引受けて、それを以前からの *Landbede* と新しく賦課せられるようになった市民への *Akzise* と貴族から徴収する *Pacht- und Saatgeld* によって支弁しようとするものであった。⁽⁶⁾

しかし、この犠牲の多い課税承認にたいして、貴族は次のような利益を得ていたのである。つまり、従来の制

度では領主は自分の本領地にたいしては租税を負担していなかったが、農民保有地を併合した場合には、その土地に課せられていた租税を領主が自から支払わねばならなかった。このことが領主の農民保有地の併合を抑制する作用を持っていたが、新しい制度では、旧来の領主本領地にたいしても課税されるようになったから農民保有地の併合にたいして領主を妨げるものは何も存在しなくなった。他方、ランデスヘルは、この制度によって担税力のある農民を維持することにたいする興味を全く喪失してしまった。つまり、農民保有地が領主によって併合されたとしてもその租税は領主が代って支払うのであるから、ランデスヘルとしては農民が農民として維持されるかどうかはどうでもいいことになったのである。こうして農民は完全に領主の恣意にまかされ、その専一的支配下におかれることになった。

註(1) Below, a. a. O., S. 11f.

(2) Mager, a. a. O., S. 64.

(3) 中世ドイツの身分制議會。貴族、僧侶、市民の代表者で構成されたが、貴族の発言が最も強かった。シュテンドの國家組織における意義については高柳信一氏前掲書、八五頁以下、一八七頁以下を参照。

(4) 一五二三年の大同盟(Union)はそれまでの發展の歸結である。これによってシュテンドの利益共同体、相互依存の感情は強化せられ、ますます緊密な封鎖的団体へと成長して、ラントシュテンドの権利と自由を守ることに貢献した。Maybaum, a. a. O., S. 148.

(5) *ibid.* S. 139f.

(6) 一五五五年のKontributionは次のような五年間続いた貢租から成っていた。

(1) 農民と市民から毎年二倍のLandbedeを徴収する。

グーツヘルシャフトの成立(大藪)

(ii) 市民からはこの外に *Akzise* を徴収する。

(iii) 貴族の収入からは貨幣地代については一〇%、穀物地代については小麦、ライ麦、大麦にたいしては、一 *Drombt* 毎に六シリング、燕麦にたいしては三シリング、貴族自身の収獲からも同額が徴収せられた。 *ibid.* S. 151.

(7) *ibid.* S. 152.

(B) 領主の法的地位

グーツヘルシャフト形成のために、最も重要な積杆をなしたものはランデスヘルによる領主への裁判権の移譲である。

植民時代には、グルントヘルは二種類の裁判権を持っていた。一はランデスヘルにたいする彼の封与関係にもとづくもので *Hofgericht* と呼ばれた。これはグルントヘルが農民に貸与した保有地に関する事件（境界争、相続問題、保有関係の変化に関する問題等）を取扱い、私法的な性格を持っていた。他のものは *Burmestersgerichtsbarkheit* または *Schulzengericht* と呼ばれ、グルントヘルがロカトールとしての活動にたいしてランデスヘルからあたえられたところの、村長職に附随する権限であった。その意味でさきの *Hofgericht* とはちがつて共同体的権力の性格を持っていたが、マクレンブルグではその上に十二シリングまでの料を課することができる、公法的性格をもあわせ持っていた。（ドイツ本国では *Burmester* は、ザクセンシュピールゲルによれば三シリングまでの料を課することができたにすぎない。）このことは植民期のように治安の安定しない時期には当然のことであつた。⁽¹⁾

さて、植民期においてすでに以上のような自治的裁判権を持っていたグルントヘルは、さきにも述べた理由か

らランデスヘルの所有していた公法的裁判権をも逐次獲得して、ますます強力になっていった。

公法的裁判権には下級裁判権と上級裁判権とが区別せられる。⁽²⁾ 下級裁判権は、修道院や教会領の場合には、植民の当初からあたえられていたが、騎士領では十三世紀末までに下級裁判権がグルントヘルに譲渡せられた。⁽³⁾ また上級裁判権は、修道院の場合には十三世紀にすでに自己の領地の一部分にたいして上級裁判権を持っていたが全領域にたいする上級裁判権を獲得したのは十四世紀の初頭以来であった。⁽⁴⁾ これにたいして、騎士領主は十四世紀の最初の四〇年間に上級裁判権を獲得することが多くなったが、十四世紀の中期より激増し、十五世紀のハインリッヒ・ディケン侯 (Heinrich Dicken) の下ではその最高点に達した。⁽⁵⁾

このような裁判権は、中世においては行政権をも警察権をも含んだ広汎な権限であったから、これがグルントヘルの中に移譲されたことは、強い経済外的強制力が領主にあたえられたことを意味し、極めて重要な意義を持つていた。

最初は、裁判権の譲渡は科料の収入という形で経済的利益の供与を意味した。しかし時のたつにつれて科料収入よりも裁判権に附随した賦役要求権から生ずる利益が重要になってきた。この賦役は原則として不定量であったため、領主直営地の拡大の結果生じた労働力需要を充足するために、農民の耕作賦役を無制限に増加するの⁽⁶⁾に利用され、またこの裁判権を利用して逃亡農民を契約違反者として引戻すことが出来たから、農民の土地緊縛のための法的根拠にもなった。

こうして領主は裁判権を獲得することによって農民にたいする完全な支配権を持ち、グーツヘルシャフト形成のための強力な槓杆を手に入れた。

註(1) Maybaum, a. a. O., S. 44 ff.

(2) 下級裁判権には、すべての民事上の争の外に六〇シリングまでの科料ないしは皮膚と髪に加える刑罰が数えられる。上級裁判権は八シリング以上の価値あるものの窃盜、家庭の平和破壊、強盜、放火、殺人、強姦、処女誘拐、重い人体傷害を処罰し、これに死刑または不具刑を課することができた。Maybaum, a. a. O., S. 41 f.

(3) *ibid.* S. 49 ff.

(4) *ibid.* S. 67 ff.

(5) *ibid.* S. 72. 岡田氏は、マイbaumの附表から、ガデブツシュ、グレフェスミューレンの両管区の騎士領村落で上級裁判権が領主に属しているもの七五%、ランダスヘルに属しているもの二五%と計算しておられる。前掲書、八八頁。

(6) *ibid.* S. 79 ff.

(C) 穀物貿易

上述の経済的、政治的、法律的諸要因は、生産関係内部における領主と農民の力関係を決定する要因であり、そこでの領主に有利な諸事情が、領主をして商品流通への主導権をとらしめた根拠であり、グーツヘルンシャフト形成の原因であった。

しかるに、ここに述べようとする穀物貿易は、流通過程に関係して、いわば外からの要因であり、その意味において、グーツヘルンシャフトの形成にたいしては前三者とは違った役割を演じた。けれども、市場との結びつきはグーツヘルンシャフトの本質的な要素をなしていたのであって、グーツヘルンシャフトの形成は穀物貿易を抜きにしては考えられない。

すでに十三世紀に、ハンザの諸都市は穀物をスカンデナヴィヤや西ヨーロッパに輸出していた。一四〇〇年頃に

ハンザがその最盛期をすぎると、イギリス、フランス、ニーダーランデの船舶がダンチツヒに來航して穀物を輸送した。たとえば一三九二年に、フランス、イギリス、ベルギーの船三〇〇隻がダンチツヒにやつてきて、穀物を満載して帰つたという事実を見ても、東エルベ・ドイツにおける穀物貿易の盛況をうかがうことができよう。十五世紀になると、リュベック、ロシュトック、ダンチツヒからの穀物輸出は著しく増加した。特にリュベックはメクレンブルグ、ポンメルンにたいする主要な輸出港となつたため、隣接都市、ロシュトック、ヴィスマール、シュトラルズントとの間に、穀物貿易をめぐる競争がおこなわれた。⁽¹⁾

十五、六世紀に、西ヨーロッパ特にフランデル地方やイギリスにおける資本主義的胎動にもとづく穀物需要の増大の結果、エルベ以東の穀物にたいする需要が更に増加するが、この穀物貿易にたいしては、商人のみでなく農民もこれに参加する動きが見え始めた。⁽²⁾これに対応して、十五世紀の封建的危機に直面して没落に傾いていた領主達は、自から穀物貿易に乗出すことによつて収益を増大し、自からの地位を保持しようとして試みた。

メクレンブルクではマグヌス二世(一四七七〜一五〇三)自身が企業家乃至は大商人として穀物貿易に従事し、帝国内のマグデブルグやハンブルグに穀物を輸出した。これに続いて領主達も大規模に穀物貿易に乗り出していった。⁽³⁾

この場合、領主は商人に対抗して農民と商人との結びつきを切り離し、商品生産者化しつつある農民を現物經濟の枠の中に閉じ込めて自からは商人となろうと試みる。たとえばマルク・ブランデンブルグでは一四八八年の領邦會議の決定によつて、従来から都市が持つていた特権、すなわち、農民はその穀物を都市当局によつて価格の決定が行われる市場にのみもたらさねばならないという特権が除去せられた。⁽⁴⁾

穀物貿易において、領主は、最初は農民から買い集めた穀物を販売していたが、徐々に自己経営を拡大して、出来るだけ多くの穀物を獲得しようとした。この傾向は、十六世紀にスペインが新しい穀物輸入国として登場し販売の可能性が拡大されると共に増大した。需要の増大と特に十六世紀の価格革命の影響によって、穀物価格が騰貴したことが、グーツヘルシャフトの発展にたいして大きな刺戟をあたえた。⁽⁵⁾

註(1) Nichtweib, a. a. O., S. 21.

(2) Mager, a. a. O., S. 76 u. 77. グーツヘルシャフトの成立と市場の問題については望月清司氏前掲論文を参照。

(3) Maybaum, a. a. O., S. 119 f.

(4) *ibid.* S. 120.

(5) たとえば、一シェフェルのライ麦価格は一五四八年の五・五シリングから一五九〇年の十二シリングに一四〇％騰貴した。*ibid.* S. 153; G. Wiebe, *Zur Geschichte der Preisrevolution des 16 und 17 Jahrhundert.* 1895, S. 111 ff.

四 グーツヘルシャフトの成立

(1) 封建的危機

以上のような内的、外的諸条件の下にグーツヘルシャフトは形成せられたが、しかし領主をして自から主導的に穀物貿易に乗出さしめるにいたった動機を明らかにするためには、十五世紀の所謂封建的危機に立入らなければならぬ。

植民時代の領主は、自己経営からの収益と農民の貢租とを収入源としていたが、自己経営は穀物栽培について

は富農の規模以上ではなかつたので、収入の重点は農民の貢租におかれていた。ところが、この主たる収入源たる貢租が十五世紀には二つの事情から著しく減少した。その一は無数の争乱の結果惹起された農地の荒廢によるものであり、他は貨幣価値の減少によるものであつた。⁽¹⁾

農民の貢租は当初は穀物で支払われていたが、少くとも十五世紀の間に殆んど残りなく貨幣に変えられた。⁽²⁾そのため、すべての農民保有地には一定額に固定された貨幣地代が賦課されるようになっていったが、これが、十五世紀の貨幣減価によつて大巾に減少することとなつた。すなわち、主として貴金属の増加によつてもたらされた貨幣価値の減少はメクレンブルグでは十五世紀の中期以来著しくなり、ガデブツシュ管区でも一四五年から一四八〇年にかけてライ麦の価格は五〇〜一〇〇%、大麦は七八%、小麦は六〇〜一〇〇%の増加を示している。⁽³⁾その結果、領主の貨幣収入は著しい減少を見ることとなつた。

しかし、単に貨幣価値の低下による収入減のみではなく、それにも増して領主經濟に強い打撃をあたえたのはそれ自体封建的生産様式の矛盾の所産である領邦間の戦争と盜賊騎士の横行によつて惹起された農地の荒廢(Verwüstung)であつた。⁽⁴⁾

この荒廢によつて最も大きな損害を蒙つたのは農民である。彼等は生命、財産の脅威にたえかねて多く都市へ逃亡した。⁽⁵⁾また村に残つた者も生産力を破壊されて、貢租支払能力を喪失し、そのために負債が増大した。たとえば十五世紀初頭の一記録によれば、クイットォウ家に所属する農民は Reppenhagen では、ある農民は四四マルクの相続金、他の農民は二六マルクの相続金の負債を負つており、Welzen の一農民は七〇マルク、Grewenstein の一農民は三〇マルクの相続金と六・五マルクの小作料を、Voigtshagen の一農民は五六マルクの相続金、

Diedrichshagen の一農民は十六年間に、毎年五マルクの小作料の負債を負っていた。⁽⁶⁾

こうした事實は、未成熟であるとはいえ、ある程度の小ブルジョアの発展をなしつつあった東ドイツの農民経済がこの危機の時代に決定的な打撃を蒙り、領主側からする封建的反動にたいして、対抗するだけの経済的実力を持たなくなつたことを示している。

もちろん、農民経済の崩壊は農民の貢租を収入の主要部分としていた領主経済にも打撃をあたえずにはおかなかつた。そしてその結果領主自身の負債も増加していった。⁽⁷⁾

註(1) Maybaum, a. a. O., 108.

(2) *ibid.* S. 108. この貨幣地代への転化と農民の小ブルジョアとしての成熟度、市場構造との関連が極めて重要であるが、詳しい史料がないため十分明らかにし得ない。但し、東ドイツの場合はイギリスにおける貨幣地代への転化の場合のような農民の完全な小ブルジョア化を前提することは無理であろう。

(3) *ibid.* S. 109 f.

(4) *ibid.* S. 111 ff.

(5) *ibid.* S. 112 f.

(6) *ibid.* S. 117.

(7) *ibid.* S. 116.

(2)、危機の領主的克服—グーツヘルシャフトの成立

こうした危機に際して、領主が自からの地位を維持し、収入を増加しようとするれば、生産過程では自己の直営地を拡大して自から経営を行い、そのための労働力として農民賦役を増加し、この農民の逃亡を阻止するために

土地に緊縛することが必要であり、流通過程では市場における農民と商人との結びつきを切離して領主が自から商人となり、農民を現物経済の枠の中に閉じ込めることによつて再版農奴制¹グーツヘルシャフトの形成に向わねばならなかつた。こうしてメクレンブルグではグーツヘルシャフトは、十六世紀末乃至は十七世紀の初頭に事實上形成され、十七世紀の中期には法制的確認を見たのである。

(A) 領主直営地の拡大と直営地経営

メクレンブルグでは領主直営地拡大の端緒は、十五世紀の第三・四半期にまでさかのぼることができる。⁽¹⁾直営地拡大のためには次の四種類の土地が存在していた。⁽²⁾

(i) もとから領主本領地であつたものが農民に定期小作で貸出されていた土地。

(ii) 戦乱等で荒廃したままになっている土地。

(iii) 農民保有地であつたものが、死亡や移住によつて保有者のいなくなつた土地。

(iv) 共有地。

直営地の拡大は、はじめは絶対的な意味での拡大ではなかつた。すなわち、領主はまず、戦乱の結果、荒廃したままになつている本領地の耕作から始めて、十六世紀の中期までには従来の領主本領地は一ヶ所に集中され、自己経営されるようになった。⁽³⁾ところが十六世紀の中期以来、特に一五五五年の税制改革の結果として領主直営地は急激に拡大されることになつた。領主は荒廃地の併合や共有地の切取りにより、また農民の土地保有権を悪化させそれを利用しての農民追放⁽⁴⁾(*Bauernlegen*)の手段にまで訴えて直営地の拡大を行つた。その結果、十六世紀末には領主直営地は、平均して富裕な農民保有地(当時は「*ニーフエ*」)の数倍の規模を持ち、しかも大抵の領主

がこうした直営地を数個所有していた。⁽⁵⁾ こうして十六世紀末に領主直営地は一応大経営としての相貌を呈するにいたるのである。

ここで、領主直営地拡大のための一条件をなしていた農民の土地保有権の問題について若干述べておこう。植民期における農民の土地保有権が *Erbzehnpacht* と呼ばれる有利なものであったことについてはすでに述べた。しかし十五・六世紀以来の農民の状態悪化に照応して、農民の土地保有権も悪化し、ついに一六二二年の *Sternberger Reversale* の第十六条では、農民は文書にもとずいて「相続しうる借地権」のあることを証明しない限り、単なる定期小作人としてしか認められなかった。これによって領主は農民にたいして、いつでも解約予告して恣意的に農民を追放することが可能になった。この農民の土地保有権の悪化にたいして、ローマ法学者の果して役割を見落すことはできない。⁽⁶⁾

土地保有権と並んで農場設備 (*Hofwehri*)⁽⁷⁾ にたいする農民の所有権も、農民の困窮が増すにつれて漸次失われ、十六世紀の後半にはすべての農民は一定数のホーフヴェールを領主から貸与されていた。ホーフヴェールには役馬、家畜、播種用の種子、農具が含まれていて、その数は各々の場合に、ちがっていたが、少くとも六頭の役畜（賦役に要する役畜）はそれに数えられた。⁽⁷⁾ こうして農民は生産手段を領主に依存せざるを得ず、領主にたいする従属性はますます強化せられた。三〇年戦争の後にはホーフヴェールにたいする農民の所有権の喪失は決定的となり、農民は完全に領主に従属することになる。⁽⁸⁾

このようにして拡大せられた領主の直営大農場は如何にして経営せられたであろうか。直営地労働力としての農民賦役については次項で述べるから、ここでは直営地経営の内容をみておこう。

植民時代には、領主本領地は農民保有地と混在している場合が多かったことはすでに述べた。しかし、それは十六世紀の中期までには農民保有地から分離されて一ヶ所に集中せられ、四圃式経営がおこなわれるようになった。⁽⁹⁾ その結果、領主直営地では耕地面積は拡大され、耕作強制に妨げられないため農民経営よりも生産力は高かった。耕地には主としてライ麦、大麦、燕麦と少量の豌豆が播かれた（小麦やそばは稀にしか植えられていなかった）⁽⁹⁾。亜麻は耕地以外の小地片や道端に植えられていた。施肥としては、厩肥が四年目毎に休耕地に施され、その他の耕地は刈取後の放牧家畜の糞尿に頼っていた。牧獲量は小麦、ライ麦、大麦、燕麦、豌豆では播種量の平均約四倍であった。⁽¹⁰⁾

しかしながら穀作は、領主直営地経営の一部門にすぎない。もちろん領主―農民関係の発展にたいして最も強い影響をあたえたのは穀作部門であったが、領主の総収入からみれば共有地からの収益の方がより大であった。その中でも最も重要であったのは硬木⁽¹¹⁾ (Hartholz) の利用である。硬木は用材として伐採され海外へ輸出されたが同時に櫛の実が豚の飼料として利用された。櫛の実の利用はこの時代には領主のみが持つ権利であって、本来は領主が自己の計算で自分の豚を飼養したが、農民も Mastgeld を支払うことによって一定数の豚の飼養が許可せられ、また森林の一部が一定期間農民に貸出されることもあった。⁽¹²⁾

さらに領主経済にとって重要であったのは羊の飼養である。羊は剪毛と洗滌のために労働力を要するのみであったから僅かの費用で多くの利益をあげることができた。羊飼いには小地片があたえられ報酬として羊の五分の一がもらえたので、主人の家畜にたいして個人的な利害関係を持っていた。羊の放牧地として領主は領域内のすべての放牧地を利用した。つまり彼自身の放牧地のみでなく、農民の共有地や休耕地乃至は刈跡地にも放牧され

た。そのため農民の共有地利用は多くの制限を受けたけれども、しかし完全には排除されなかった。というのは農民に最小限度の放牧地をあたえることは貢租負担力のある農民を保持するために必要であつたからである。

領主は牛の放牧にたいしてもすべての放牧地（農民放牧地をも含めて）を利用したが、十六世紀の後半には彼は放牧のために共有地を切取つた囲い地（Hofkoppel）を所有していた。領主は自からこれを利用したばかりでなく放牧金（Weide- od. Graseid）を支払わせて農民に放牧せしめた。

最後に、特に牧草地（Wiese）として利用された土地が存在した場合には、原則として領主が所有していたが、農民は小作料を支払つて利用することができた。ただ、採草地経営は他の諸部門にくらべると未発達であつた。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

註(1) Maybaum, a. a. O., S. 121 ff.

(2) *ibid.* S. 153 ff.

(3) *ibid.* S. 144.

(4) 農民追放にについては Nichtweiss, Das Bauernlegen in Mecklenburg. 1954. 拙稿紹介「J・ヒートヴァイス『メクレンブルグにおける農民追放』」（立命館経済学第五卷第二号）参照。

(5) Maybaum, a. a. O., S. 168.

(6) ローマ法学者は、ドイツの法律制度や慣習を知らないで、それをローマ法の見地から整理しようと試みた。彼等は土地の世襲の利用権を単に所有権（Eigentum）‘永小作権（Erbpacht）’およびレーヘン（Lehen）の形でしか知らなかつたので、この形に合わない農民の関係を定期小作の変形と見做した。したがつて、Erbezeitpacht 関係において植民時代から存在する保有権の世襲性は法律上のものではなくて事実上のものと考えられた。Mager, a. a. O., S. 95 ff., Nichtweiss, a. a.

O., 55 ff.

- (7) たとえばニーダー・クルッツの一富農(二フリーフェ所有)は一五八八年にホーフヴェールとして六頭の馬、四頭の牝牛、四匹の豚、七 Drombt の種子、一個の完全な犁、一台の運搬車を持っていた。この外に農民自身は二七頭の馬、十四頭の牛、二〇匹の羊、十四匹の豚を所有していた。Maybaum, a. a. O., S. 187.
- (8) *ibid.* S. 188 f.
- (9) つまり、耕地は四つの耕区に分けられ、一つが休閑地で他の三つの耕区に毎年播種された。(二つが夏作物一つが冬作物)
ibid. S. 137.
- (10) *ibid.* S. 168 f.
- (11) 立木は Hartholz と Weichholz とに分けられた。Hartholz は樺、ぶなで豚の飼料のための樺の実(Mast)を産し、また建築用材にされた。Weichholz は柳、はんの木、白樺、およびすべての落葉樹を含み、薪や垣用に使用された。*ibid.* S. 36 ann. 133. すべての硬木は、森に生えていようが耕地に生えていようが領主のものであった。ただ農民の屋敷地に生えているもののみが農民の所有物であったが、これでさえ領主が所有権を主張する場合があった。農民はただ建築用の硬材と薪、垣用の木とをあたえられただけであった。*ibid.* S. 169 f.
- (12) 一匹の豚の放牧にたいして一六〇〇年頃には一・五マルクを支払わねばならなかった。*ibid.* S. 171.
- (13) *ibid.* S. 172 ff.
- (14) 直営地経営はその規模が様々であり、特に畜産についてはそれが甚しいが、理解を助けるために一つの例をあげておこう
クイツォウ家の一所領 Voigtshagen では一五四八年に直営地は四圃式経営がなされていたが、直営耕地が一九二モルゲン
|| 八フリーフェと農民農圃が一五九〇年に二六九モルゲン || 十一フリーフェ、合計十九フリーフェが存在した。そして一五四八年には二八六頭の羊、六六頭の牛、六八頭の豚を持っていた。*ibid.* S. 162.

(B) 農民賦役の増大と強制ゲジнде奉仕

グーツヘルシャフトの成立(大藪)

右に述べたような領主直営地の拡大に比例して農民賦役は増加した。そのため植民時代には人格的自由を持ち、自己の保有地の耕作のみを行っていた農民は、徐々に抑圧されてついには領主直営地のための単なる賦役提供者にまで押し下げられていった。

領主が土地領主としての権限にもとずいて要求する賦役は以前から存在していたと思われるが、これは土地の貸与契約（Leihvertrag）によって一定量に固定されていたため、地代と同じく領主が一方的に引上げることが不可能であった⁽²⁾。またこの賦役は年に数日といった程度であったからそのため農民経営の遂行が阻害されるということもなかった⁽³⁾。しかるに領主の自己経営が拡大されてくると、この賦役だけでは到底間に合わなくなってきた。そこで領主は、裁判領主としての権限に附随する賦役請求権を行使することによってこの問題を解決しようとしたのである⁽⁴⁾。

裁判権にもとずく賦役は、グルントヘルシャフトにもとずくものとは反対に、原則として不定量⁽⁵⁾（ungemessen）であったから、領主は自己の必要とするだけの賦役を手に入れることができた⁽⁶⁾。最初はこの賦役もその程度、種類、時期等について、農民の合意を得た後に賦課せられていたけれども、十六世紀以後は領主によって一方的に定められて通告せられるようになっていった⁽⁷⁾。

公的賦役には右の裁判権にもとずく賦役以外に、築城・橋梁賦役（Burg- und Brückendienst）があった。これは元来、国土防衛のために要求された賦役であつて、築城、橋梁架設、道路修理その他を含んでいた。メクレンブルグにおいても、十四世紀の中期以来この賦役要求権の貴族への譲渡がおこなわれ、この世紀の最後の三分の一期には特に抵当の形での譲渡が広汎になされるようになったが、十六世紀の初頭には領主はすべて事実上の築城・

橋梁賦役の要求権を持つていた。こうなると公的な賦役が領主の私的な耕作賦役に使われるようになり、その結果徐々に裁判権にもとずく賦役と融合していった。⁽⁸⁾

賦役の増加は十五世紀の第三・四半期にまでさかのぼることができる⁽⁹⁾。そして直営地の拡大と共に増加して十六世紀の第一・四半期の終りには三週間に一日となり、十六世紀中期には一週に一日と年八日の賦役が要求せられるようになった⁽¹⁰⁾。さらに十六世紀の中期以後の直営地の著しい拡大によってその第三・四半期には週二日となり、十七世紀初頭には週三日が支配的となった⁽¹¹⁾。こうして農民賦役にもとずく大経営としてのグーツヴィルトシヤフトはその完成された姿をあらわすことになる。

しかし、賦役の増大は単に賦役日の増加によってのみなされたのではなくて、賦役を行う人数の増加によっても行われた⁽¹²⁾。そして終には農民の子弟にたいする強制ゲジンデ奉仕(Zwangsgesindeiens)の賦課にまでいたった。隣国のフォルボンメルンでは強制ゲジンデ奉仕はすでに十六世紀の初め以来発展し、マルク・ブランデンブルグでも一五一八年には、強制ゲジンデ奉仕の前段階をなすところの、農民子弟にたいする先備権(Vorniete)が規定されているが、メクレンブルグでは三〇年戦争の結果としての人口不足を契機として強制ゲジンデ奉仕は立法的に確認せられた⁽¹³⁾。

註(1) グーツヘルシヤフトは「ローマの植栽地経営がそれによって没落したところの困難、つまり労働者問題を公法的基礎にもとずいて解決することができた。すなわちグーツヘルの裁判権による農民賦役の増大とランデスヘルによって認められた強制ゲジンデ奉仕の導入によって」Caro, a. a. O., S. 450.

(2) Maybaum, a. a. O., 126; Sering, a. a. O., S. 271; Caro, a. a. O., S. 439.

グーツヘルシヤフトの成立(大藪)

- (3) Mager, a. a. O., S. 85.
- (4) 「裁判権の所有者としての彼の特性において、グーツヘルは彼が必要としただけの農民賦役を要求した。この説明によってのみ東部における賦役の著しい増加の謎を解くことができる。本来の意味における奴隸主的権利はオスト・エルベのグーツヘルには欠けていた。」Caro, a. a. O., S. 439.
- (5) Maybaum, a. a. O., S. 80 u. 127; Sering, a. a. O., S. 271; Caro, a. a. O., S. 440.
- (6) こうした不定量の賦役を要求することができたのは、裁判領主だけであった。また、不定量の賦役を要求することができるといふ点では上級裁判権と下級裁判権との間に相違はなかった。Maybaum, a. a. O., S. 127 ff.
- (7) Mager, a. a. O., S. 86; Maybaum, a. a. O., S. 130; Caro, a. a. O., S. 440.
- (8) Maybaum, a. a. O., S. 97 ff. u. 130 f.
- (9) *ibid.* S. 121 ff.
- (10) *ibid.* S. 135. ヌラフィンの研究によればメクレンブルグ全体で、すでに十六世紀の初めに週一日の賦役が支配的であった。それ故、ヘインムムの研究した北西部メクレンブルグはこの点で有利な状態にあったと思われる。Mager, a. a. O., S. 86.
- (11) Maybaum, a. a. O., S. 176 ff.
- (12) *ibid.* S. 179 f.
- (13) *ibid.* S. 191 f.; Mager, a. a. O., S. 161 ff.

① 農民の土地緊縛

十六世紀の中期以来ますます盛んになった領主直営地の拡大とその結果としての地代支払農民(Zinsbauer)の賦役給付農民(Fronbauer)への転化は、農民には耐え難いことであった。そのため、農民の逃亡が激増して領主

は労働力の調達に苦勞せねばならなかつた。こうした事情から領主は、賦役農民を確保するために、逃亡農民の引渡し要求と農民の土地への緊縛を要求するにいたる。メクレンブルグでは一六五四年の法律によつて農民の土地緊縛は立法的に完成されたのであるが、これによつて十六世紀末乃至は十七世紀の初頭に事実上形成せられていたグーツヘルシャフトは、法律的にも完成されることになつたのである。

まず、植民時代には農民は人格的に自由であつて、原則として自由移動(Freizügigkeit)が認められていた。ただしこの場合にも、農民が持つていた世襲的土地保有権に対応して、彼がその農場を立去る場合には給付能力のある代人(Weismann)を立てる義務を負つていた。若しも農民がこの義務を果さずに保有地を立去つた場合には、領主は土地貸与契約の一方的違反として強制的に義務の遂行を迫り、それが出来ない場合には農民の退去を妨害することができた。⁽¹⁾

農民階級の經濟状態が有利であり、農民が保有地を立去る際に容易に代人を見出すことが出来る場合には何の問題も起らなかつたが、時のたつにつれて農民の負担が重くなり、彼等が群をなして逃亡するようになったため代人を見出すことが極めて困難になると、農民の自由移動は順次制限せられていった。領主自身が裁判権を持つている東ドイツの事情の下では、逃亡農民を契約違反者として元の保有地に引戻すことは全く容易なことであつたからである。ここに、後の世襲隷農制(Erbuntertänigkeit)の公法的な出発点があたえられた。領主はランデスヘルから裁判権を譲渡されることによつて、農民にたいする身分的支配権をも持つようになったのである。⁽²⁾

しかしこの農民の土地緊縛が立法的に確認され、農民のライプアイゲンシャフト(Leibeigenschaft)にもとづくものとして主張されるようになったのはずっと後のことである。ホルシュタインでは一六一四年に、ボンメルン

では一六一六年に農民のライプアイゲンシャフトが認められているが、メクレンブルグでは、すでに一五九〇年にロシエトック大学教授J・F・フザヌスが農民はライプアイゲネであるという学説を発表して領主達の要望を理論的に代弁していたが、三〇年戦争が終了するまでは立法化されなかった。三〇年戦争の結果生じた荒廃が、農民をますます不足せしめることによって、はじめて一六五四年に農民のライプアイゲンシャフトが法認されることになったのである。⁽⁴⁾

註(1) Mager, a. a. O., S. 70. u. 90; Maybaum, a. a. O., S. 82 f.

(2) Maybaum, a. a. O., S. 84; Caro, a. a. O., S. 442; Below, Probleme der Wirtschaftsgeschichte, S. 54.

- (3) 農民の不自由化にたいして Husanus, Cothmann, Mevius の三人のローマ法学者が影響をあたえた。しかし最も影響力の強かったのはフザヌスであつて、彼はその著 Tractatus de servis seu hominibus propriis……1590. において、「始めてあやまった歴史的前提にもとずいて、表向きの一般的なドイツの慣習に基礎づけられローマ法と調和している上部ドイツおよびウエストファールのライプアイゲンシャフトを北部ドイツの農民にまで拡大し、そしてこの目的のために *servi manumissio, restitutio* にしろつてのローマ法の手へての規定を北部ドイツの農民に適用しようと企てた」Mager, a. a. O., S. 161 f.; Fuchs, a. a. O., S.
- (4) すでに一六四五年の *Gesinde- und Bauernordnung* において *Leibeigen* という言葉はあらわれているが、ライプマイテンシャフトが法的に確認されたのは一六五四年の *Gesinde-, Tagelöhner-, Schäfer-, Tax- und Victualordnung* においてである。Mager, a. a. O., S. 163.

以上において、われわれはグーツヘルシャフトの成立過程を追求した。最後に、今一度総括して結びにかえよう。東部植民によってつくられた東エルベ・ドイツは、西ドイツにおけるヴィリカチオン制度の結果形成されたつた所謂純粹莊園制度が持込まれたため、植民の特殊性に起因する若干の相違を除けば、根本的には西ドイツと同様の制度が持込まれた。つまり、領主直営地は存在したが富農の程度であり、農民は貢租を負担するのみで、人格的には自由であつて、保有権も世襲的なものであつた。

しかるに封建的危機の十五世紀以来この状態は一変し、メクレンブルグでは十六世紀末乃至は十七世紀の初頭には、再版農奴制 \parallel グーツヘルシャフトが形成せられた。それは生産過程では賦役にもとづく領主制大経営を特徴とし、労働力確保のために農民の土地緊縛 \parallel ライプアイゲンシャフトが立法化されていて、本質的には封建的なものでありながら流通過程では西ヨーロッパの穀物貿易に従事することによつて無制限の営利欲にとらえられているものであつた。

しからばこのようなグーツヘルシャフトの成立はいかなる条件の下で可能であつたらうか。この場合、問題は十五世紀における封建制度の危機に際して、農民と領主のいずれが商品流通 \parallel 穀物貿易に主導権をとるかによつて決定せられた。そして、東ドイツでは領主が穀物貿易に乗り出すことによつて、農民は商品流通から切離され現物経済の枠の中に閉じ込められて再版の農奴制が現われた。しかしこの領主の主導性はそれ自体、それまでの封建制度の強度、いかえれば領主と農民の力関係によつて基礎づけられていたのである。すなわち、より具体的に云うならば、領主は、直営地の所有と共有地にたいする強大な権利に支えられて強固な政治的、法律的地位を持ち、農民は、有利な法律的外被にも拘らず、経済的には十分に小ブルジョアとしての実力を蓄積するまでに

いたらず、したがって市場構造においても必然的に、遠隔地貿易に組込まれざるを得なかつた。この経済的未成熟を根本として、それに規定せられて農民は政治的、法律的に無権利な状態に放置せられていた。こうした領主と農民との力関係が結局穀物貿易における領主の主導権を決定し、グーツヘルシャフトを形成せしめた原因であつた。